山江村農業委員会総会議事録

１．　開催日時　令和８年７月１０日（金）午前９時０５分から午前９時４８分

２．　開催場所　山江村役場　２階大会議室

３．　出席委員（１５名）

農業委員　８名

推進委員　７名

４．　欠席委員（０名）

５．　議事日程

日程１　開会（事務局長）

日程２　会長挨拶（会長）

日程３　諸般事情報告

日程４　議事録署名委員の指名について

日程５　議第２１号山江村農用地利用集積等促進計画（第６次）に対する意見決定について

日程６　その他

日程７　今後の行事

日程８　閉会（会長）

６．　農業委員会事務局職員　事務局長

７．　会議の概要

事務局長	それでは、ご起立願います。一同、礼。御着席ください。 山江村農業委員会における農業委員の総数は８名で、本日の出席委員は、８名であります。山江村農業委員会総会規則第８条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。 それでは只今より、令和８年７月期の農業委員会総会を開会いたします。 日程２「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。
会長	（会長挨拶）
事務局長	ありがとうございました。次に日程３「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんか。 （なしの声）
事務局長	なければ次に移ります。日程４「議事」に入ります。日程４以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。
会長	はい。これより、議事に入ります。まず、日程４議事録署名委員の指名について。山江村農業委員会総会規則第２０条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は７番農業委員、８番農業委員にお願いいたします。
会長	次に日程５、議題２２号「山江村農用地利用集積等促進計画（第６次）に対する意見決定について」を議題とします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	議第２２号についてご説明いたします。総会資料の１ページをお開きください。議題２２号「山江村農用地利用集積等促進計画（第６次）に対する意見決定について」令和８年山江村農用地利用集積等促進計画（第５次）を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和８年７月１０日提出、山江村農業委員会会長。2 ページから３ページが意見書の写し、４ペー

	ジが総会資料となっております。５ページの利用権設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業を利用しており、左から使用貸借権、賃借権等の区分、貸し手、借り手の氏名が掲載されています。貸し手と公社は１０年から１０年４ヶ月､公社と借り手は５年から１０年４ヶ月の契約となっています。借り手の経営面積は記載のとおりです。次に６ページ７ページの農地利用集積計画書をご覧ください。今回利用権を設定する土地の地目面積等が記載されていますのでご覧ください｡なお案件は新規設定２件、更新３件で総面積は５８５８㎡でございます。それでは賃借権の新規設定１件１筆分について説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。８ページから１０ページをご覧ください｡(申請内容について説明)｡賃借料の支払いにつきましては物納となっておりまして､内容につきましては、１１ページ記載のとおりとなっております。１２ページに地籍図、１３ページに現況写真、１４ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、それぞれの貸し手の代理の方､担当の会長と担当推進委員と共に７月６日に行っております。以上でございます。
会長	それでは事務局の説明が終わりましたので私から説明をいたします。
会長	７月６日９時より、借り手の方は欠席でしたが貸し手の方の代理の方に、担当推進委員、局長、私の５名で行いました。(場所について説明）この圃場につきましては、３年前より口頭契約で今現在の借り手の方、今回申請される方ですが、耕作をしておりました。口頭契約でしたので今回正式に農業公社を通して借りるようになったという事であります。現在飼料イネを作っておりますが今後も飼料イネを作るということです。借り手の方は若手農業者の方ですが、今後の若手農業者の育成という視点からも問題はないかと考えますが皆様方の審議の程よろしくお願いいたします。
会長	続きまして同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。
担当推進委員	特にありません。
会長	それでは担当委員の説明が終わりましたのでこれより審議に入ります。農業委員の方、何かございませんか。 （なしの声）

会長	推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。 （なしの声）
会長	再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。 （なしの声）
会長	はい、質疑・意見ないようですのでそれでは採決を致します。新規設定１件１筆分について異議のない方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
会長	はい、全員挙手により、新規設定１件１筆分については原案のとおり決定いたします。
会長	続きまして、賃借権の新規設定１件１筆分について事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	それでは賃借権の新規設定１件１筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。１５ページから１７ページをご覧ください。（申請人について説明）。賃借料の支払いにつきましては、物納となっており、内容については１８ページ記載のとおりとなっております。１９ページに地籍図、２０ページに現況写真、２１ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、それぞれの貸し手の代理の方、担当の会長と担当推進委員と共に７月６日に行っております。以上でございます。
会長	それでは事務局の説明が終わりましたので、私から説明を致します。
会長	この件につきましても先ほどと一緒で、筆は２筆になっておりますが現状は１枚の圃場となっておりますので、先ほどの説明と同じであります。
会長	続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。
担当推進委員	特にありません。

会長	はい、それでは担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。 （なしの声）
会長	推進委員からの質疑・意見ございませんか。 （なしの声）
会長	再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。 （なしの声）
会長	はい、質疑・意見ないようですので、それでは採決を致します。新規設定１件１筆分について異議のない方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
会長	はい。全員挙手により、新規設定１件１筆分については原案のとおり決定いたします。
会長	つづきまして、賃借権の更新設定１件１筆分について事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	はい、それでは賃借権の更新設定１件１筆分についてご説明いたします。賃借権の更新設定に係る申請でございます。２２ページ並びに５ページをご覧ください。（申請内容について説明）。２３ページに地籍図、２４ページに現況写真、２５ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては事務局において確認を行っております。（場所について説明）、現在は写真のとおり水稲が植え付けられておりまして、きちんと管理されている状態でありました。以上でございます。
会長	それでは事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。 （なしの声）
会長	推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

	（なしの声）
会長	再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。
	（なしの声）
会長	はい、質疑・意見ないようですのでそれでは採決を致します。更新設定１件１筆分について異議のない方は挙手をお願いいたします。
	（全員挙手）
会長	はい、全員挙手により、更新設定１件１筆分につきましては原案のとおり決定いたします。
会長	続きまして、賃借権の更新設定１件１筆分について事務局の説明をお願いいたします。
会長	それでは、更新設定１件１筆分についてご説明いたします。賃借権の更新設定に係る申請でございます。２６ページ並びに先ほどの５ページをご覧ください。（申請人について説明）。２７ページに地籍図、２８ページに現況写真、２９ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては事務局において確認を行いました。（場所について説明）。現在は２８ページの写真のとおり、水稲が作付けされており、きちんと管理されている状態でありました。以上でございます。
会長	はい、それでは事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。
	（なしの声）
会長	推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。
○○推進委員	（挙手）
会長	はい、○○委員。
委員	10a 当たりの賃金が書いてありますけど、これはまた基準があるんですか。
会長	事務局お願いします。

事務局長	はい、基準はないと思います。お互いにそれくらいという所で相対契約されていると思います。
会長	よろしいですか。
○○推進委員	はい。
会長	他にございませんか。
	（なしの声）
会長	再度、農業委員の方から質疑・意見ありませんか。
○○農業委員	はい。
会長	はい、○○委員。
○○農業委員	5 ページの賃借権、4 番ですね、借り手の方の経営面積が 0 となってますけど、これは 0 なんですかね。
会長	事務局、お願いします。
事務局長	すいません。確認をさせていただいてよろしいですか。
○○農業委員	はい。前から耕作されてるようなのにどうなのかなと思いまして。
事務局長	ちょっとお待ちください。
会長	今の件については確認中でございますので、他にございませんか。
	（なしの声）
事務局長	すみません。お待たせしました。4 番の方の面積はですね借り入れ地がありますので、総経営面積は 2,904 ㎡ですね。そういうふうに訂正をお願いします。
会長	はい。訂正をお願いいたします。よろしいでしょうか。
○○農業委員	はい。

会長	他にございませんか。 （なしの声）
会長	はい、ないようですので、それでは採決を致します。更新設定1件1筆分について異議のない方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
会長	はい。全員挙手により、更新設定1件1筆分については原案のとおり決定致します。
会長	続きまして、賃借権の更新設定1件1筆分について事務局より説明をお願いいたします。
事務局長	それでは、賃借権の更新設定1件1筆分についてご説明いたします。賃借権の更新設定に係る申請でございます。30ページ並びに5ページをご覧ください。（申請内容について説明）。31 ページに地籍図、32ページに現況写真、33ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、事務局において確認を行っております。（場所について説明）。現在は写真のとおり、水稲が作付けされており、きちんと管理されている状態でありました。以上でございます。
会長	それでは事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。
○○農業委員	はい。
会長	はい。○○委員。
○○農業委員	この案件のですね、直接決裁申出書ってのは必要ないですか。
事務局長	少々お待ちください。
会長	もうしばらくまたお待ちください。
会長	はい。只今より事務局から説明があります。
事務局長	すみません。書類を確認したんですが、どこにも物納の書類があり

	ませんで、担当課に行ってきたんですけど、ありませんでした。今見ましたら直接って書いてありますが、上に借賃が書いてありますので直接ていうのが間違いだと思います。他の件のですね、1件目2件目を見てもらいますと、借賃の所が別紙直接決済事項となっておりますので、これは反当りの借賃が出ておりますので物納ではなくてお金による支払いかと思います。
○○農業委員	7ページには間違えたことが書いてありますよ。
事務局長	そうですね。担当がおらず、物納の書類がなかったんですよね。
○○農業委員	まあ、当事者は納得されているという事で、書類がないという事だけで後からつけといてもらえればそれでいいかなと。
会長	はい、7ページに書いてある通りに、玄米120kg、30kg×4袋と書いてありますので、たぶん当事者同士ではこれで確認ができているだろうと思います。再度確認をした後、農業委員の皆さん、推進委員の皆さんには資料を送るという事でよろしいでしょうか。
○○農業委員	はい。
会長	はい。他に質疑・意見ございませんでしょうか。 （なしの声）
会長	質疑・意見ないようですので、それでは採決を致します。更新設定1件1筆分について異議のない方は挙手をお願いいたします。 （全員挙手）
会長	全員挙手により、更新設定1件1筆分について原案のとおり決定致します。
会長	次に日程６その他となっております。事務局より、報告及び連絡をお願い致します。 「事務局より連絡」 ○農業委員・農地利用最適推進委員の任期について（R8.7.19まで）

	○活動記録表の提出について（退任委員：8/31〆切） ○全国農業新聞購読継続のお願いについて ○緊急連絡先の提出について（継続委員：7/21〆切） ○新旧委員懇親会の出欠について ○農地利用最適化推進大会の出欠について ○議事録について（著名願い）
事務局長	事務局からは以上です。
会長	はい。只今の事務局の報告及び連絡に委員の方から質疑・意見ございませんでしょうか。もしあったならば総会終了後でも結構ですので事務局の方に報告お願いいたします。
会長	次に日程７「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。 今後の行事について説明。
会長	それでは、日程８「閉会」に移ります。 以上を持ちまして、農業委員会７月期総会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

令和 8 年 7 月 10 日(金)午前 9 時 48 分終了

議長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿